

## 専門医認定支援事業実施要綱

### (目的)

#### 第1条

新たな専門医の仕組みについては、平成25年4月に取りまとめられた「専門医の在り方に関する検討会」の報告書において、新たに中立的な第三者機関を設け、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行うこととされている。

本事業は、新専門医制度の仕組みが円滑に構築され、地域医療への配慮や研修機会の確保に資するよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的とする。

### (事業主体)

#### 第2条

本事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所とする。

### (事業内容)

#### 第3条

埼玉県の医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門医研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。

- (1) 都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医の派遣
- (2) 都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医による出張指導

### (事業に係る経費の補助)

#### 第4条

事業の実施主体が、本要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「専門医認定支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

### (その他)

#### 第5条

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

### 附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。